

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営宇尾地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を令和8年7月17日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年7月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営宇尾地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）事業計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県湖東農業農村振興事務所田園振興課および彦根市産業部農林水産課

なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/351575.html>)でも閲覧することができる

- 3 縦覧期間 令和8年7月24日から令和8年8月24日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和8年9月8日までに審査請求をすることができる。